

刑法

次の【事例】を読み、下記の2つの【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面(30行)のみを使用すること。

【事例】

1 甲(男性:40歳)は、2022年7月8日の夕方、普通乗用自動車で京王線京王永山駅のロータリーを走っていたときに偶然に見かけた学生のA(女性:20歳)に心を惹かれ、Aを強制して性的関係をもちたいと思うに至った。甲は、駅から自宅マンションへと向かうAを車で追跡し、周囲に人のいない川沿いの道に差し掛かったところで車を停車させ、ひそかに背後からAに近づき、いきなりAの両腕を強くつかんで、耳許で「声を出さな、騒ぐと殺す。」と語気荒く申し向けた。そのとき、甲は、Aをそのまま自車に無理やり乗せ、車で20分ほどのところにある空き家まで運び、鍵を壊して中に入り、そこで強姦性交の目的を遂げることを計画していた。不意を突かれたAであったが、全力で甲の腕を振りほどき、甲を突き飛ばし、その道を駅の方角に向けて駆け出した。Aは、甲の腕を振りほどこうとした際に、甲が強くつかみ返したため、右上腕部に全治3週間の傷害を負った。なお、甲にはAにケガをさせるつもりはまったくなかった。

2 Aは大声で助けを求めながら一目散に走り、その10メートルほど後ろを甲が「待て。」と言いながらAを追いかけた。その先を歩いていた乙(女性:30歳)は、駅に向かおうとしていたが、背後から男女の声が聞こえるので振り返ると、Aが自分に近づいて駆け寄ってきており、すぐその背後から甲が追いかけてくるのを見た。乙は、先週、同じ場所で、酒に酔った男女にからまれ、体に抱きつかれてなかなか離してもらえず、ひどい目に遭ったことを思い出し、同じ二人がまたふざけて近づいてきたものと誤信し、「お願い、助けて。」と言いながら乙に抱きついてこようとするAに対しひどく腹を立て、「ふざけるのもほどほどにして。近づかないで。」といいながら、Aを驚かせて動きを止めるため、それがAに命中してもかまわないと思いつつも、Aの顔面のすぐ近くを通過するようにスマホを投げた。スマホはねらい通りAの顔のすぐそばを通り過ぎたが、背後から全力で走ってきた甲の額に当たった。そのため、甲は額に全治1週間の傷害を負い、Aの追跡を諦めざるをえず、Aは甲から逃げることができた。なお、乙にとり、背後から来た甲の近くにスマホが飛んでいくことや、ましてや甲にスマホが命中することはまったく予想外のことであった。

【設問】

- (1) 甲の罪責を明らかにしなさい。検討にあたっては、行為時における甲の計画がどのような法的意味をもつかについても言及しなさい。
- (2) 【事例】の2で、Aが乙に抱きつこうとした行為は緊急避難行為として違法性が阻却されることを前提として考えたとき、乙は、Aおよび甲との関係でそれぞれどのような

な罪責を負うか。論述に当たっては、判例の立場からはどのような結論になるかについても言及しなさい。

(120点)